

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「開発許可制度の見直しに対する意見募集について」に対するご意見を募集した結果、3件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	開発許可制度の見直しに対する意見募集について
受付期間	令和3年8月9日～令和3年9月10日
ご意見の件数	2名・3件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>都市計画に関し市街化調整区域の厳格な運用理由・・・近年市街化地域のミニ開発により住宅・事務所・店舗等が多数建設されております。これらにより降雨時に農地等が雨水を吸収しきれずに河川に大量の雨水が流れ込みます。近年の地球温暖化によるゲリラ豪雨・台風による大雨により河川が従来の排水能力を超え全国で水害が多く発生しております。また旧市街地では家屋等が取り壊されほとんどがコインパーキングとなりコンクリートで雨水を吸収してくれません。旧市街地を活性し調整地域を守る必要があります。</p>	<p>市街化調整区域につきましては、開発行為の規模や用途により、開発区域から流出する水量を算定し、放流先の管理者と協議を行った上で、雨水流出抑制施設の設置することなど、開発区域からの雨水流出量を抑えられるよう、開発許可申請者に対して浸水対策を指導しております。</p>
2	<p>新築住宅に太陽光発電設備を義務付ける理由・・・地球温暖化がどんどん増えています。北極の永久凍土が解けております。化石燃料の縮小が叫ばれております。原子力発電の廃止を訴える人が増加しております。これらを踏まえ新築住宅に太陽光発電を義務付け少しでも地球温暖化を防ぐためにも導入をお願いしたいと思います。既存住宅では太陽光発電を予想できず建設されておる為屋根の構造上設置できない家屋があり、まずは新築住宅より始めていただきたいと思います。</p>	<p>開発許可において、制度上対応することはできませんが、貴重なご意見として承ります。</p>

<p>3</p>	<p>紀の川洪水ハザードマップ参照すると</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口小学校の避難場所は1階以上（浸水 0.5～3m）となっており、洪水の場合は小学校正門は浸水するため孤立状態となり避難のための出入り（警察、消防、自衛隊車両を含む）や救援物資の搬入等を考えると避難所としてふさわしくないと考えられる。 ・新設の西脇山口線は紀の川洪水時は車の走行不可能にある可能性があり、住宅が床下、床上浸水となる可能性が高く、修繕費用や住宅買替を繰り返し行う必要が生じる地域を市民の住宅として開発許可（12号条例を含む）することに疑問を感じる。 ・以上から、紀の川洪水ハザードマップの浸水危険区域の山口小学校校門から少なくとも3m以上高い（一階の高さを3mとする）地点（校門から北側162m地点）から北側地域を開発許可区域とすることが望ましいと考える。出来れば6m（2階建築物）高い地点（校門から北側422m地点）についても考慮すべきと考える。 <p>この場合、浸水危険区域より北側地域の集落は歴史が古く、これまでの水害や土砂の災害を免れてきた経緯がある。北側には市街化調整区域が多く含まれているが、市街化調整区域と言う枠にはめるのではなく、それぞれの地域の特性に合わせたプランを作成し土地の有効な活用方法を検討することで、既存地域の活性化と地域の災害を防ぎ市民の生命財産を守ることができる可能性が大きい。和歌山市が進めているコンパクトシティ計画は、公共事業に対する費用対効果が主眼となっているが、市民の生命と財産を守ることを主眼に置いて開発許可制度を見直すことが必要と考える。</p>	<p>山口小学校は、和歌山市地域防災計画の中で、風水害が想定される場合でも十分に安全な避難先として位置づけられておりますので、今回の運用上において、有効な避難場所として取り扱っております。</p> <p>また、西脇山口線周辺を含む市街化調整区域の一部は、産業の活性化や社会経済活動の維持を目的として、支所・連絡所等の拠点施設周辺や交通網の整備区域など、地域特性を生かせる区域を12号条例の区域として定めております。</p> <p>なお、今回の開発許可制度の見直しは、新たに12号条例の区域を設定するものではありませんが、いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
----------	--	---